

# あんしんリンクについて

## 1 目的

医師にとって、本来業務以外に充てられる時間が限られていること、また、医師によって電話・FAX・メールといった希望する連絡方法が異なるため、介護支援専門員等にとっては、いつ・どのように連絡を行ってよいか分からない場合があります。

このため、医療と介護の円滑な連携を促進するために、医師の比較的対応しやすい時間や連絡方法、医療機関の在宅管理可能な医療行為や訪問診療の対応可能エリア及び受け入れ状況等の情報と、介護支援専門員の連絡先等をまとめウェブ上に会員限定で閲覧できるようにしたものが「あんしんリンク」です。

この「あんしんリンク」の愛称は、医療関係者と介護従事者の連携（リンク）が図られることにより、地域包括ケアシステムの構築に寄与し、高齢者一人ひとりが安心して暮らせる社会が実現するように願いを込めてつけられたものです。

## 2 参加機関・事業所

あんしんリンクに賛同する次の事業所等です。

診療所、歯科診療所、病院

薬局

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

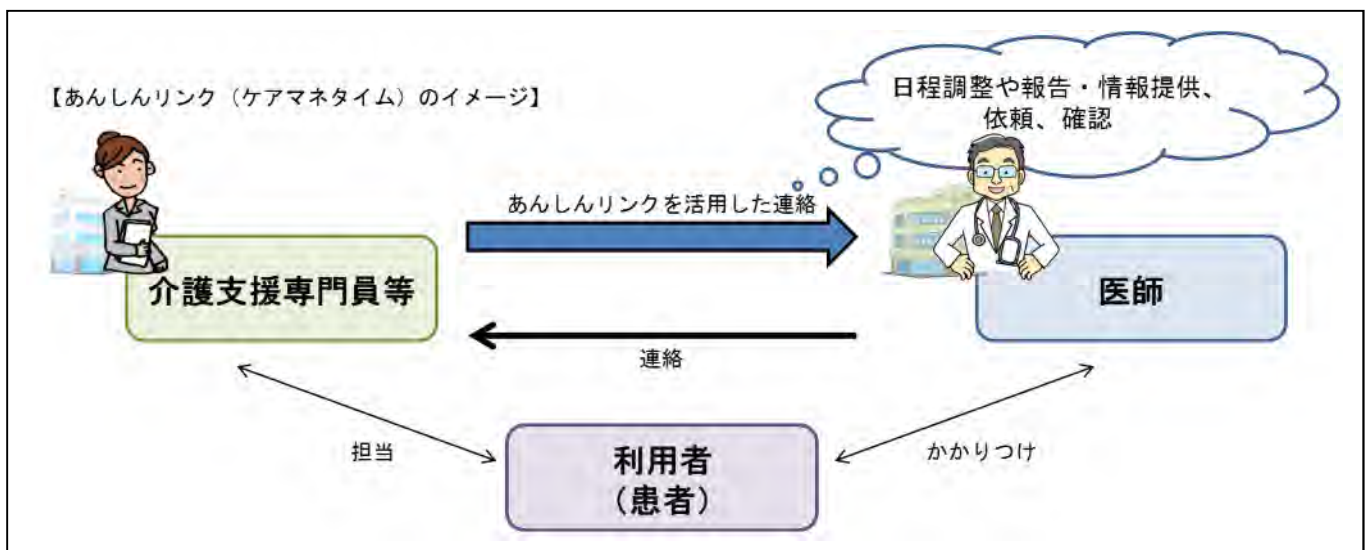
地域包括支援センター（高齢者支援センター）

訪問看護事業所

（上記の事業所等のほか、市医師会会員、市関係各課、市在宅医療・介護連携推進会議委員も閲覧できます。）

## 3 あんしんリンクの概要

介護支援専門員等があんしんリンクを活用して医師に連絡を行うため、原則として連絡の内容は、介護支援専門員等が担当する利用者で、かつ、医師のかかりつけの患者に係るものに限ります。



介護支援専門員等があんしんリンクを活用して医師に連絡を行う内容は、日程調整や報告・情報提供、依頼、確認であり、主な活用例は以下のとおりです。

- ・利用者（患者）やその家族等との同行受診に当たっての日程調整
- ・利用者（患者）の病状等を把握することを目的とした日程調整
- ・利用者（患者）が介護サービスの利用を開始したことの報告又は変更などの情報提供
- ・主治医意見書の記載依頼又は内容の確認

なお、医師と介護支援専門員等との連携が十分に構築されていない場合は、利用者（患者）の病状等について相談を行うことは困難な場合がありますので、御留意ください。

#### 4 介護支援専門員等があんしんリンクを活用する際のルール

(1) あんしんリンクを活用して医師に連絡を行う内容は、日程調整や報告・情報提供、依頼、確認です。

利用者（患者）の病状等の相談ができるかどうかは、医師と介護支援専門員等との連携が構築された場合や、医師が把握している病状と現在の病状に変わりがない場合など、医師の判断によります。よって、医師に初めて連絡を行う際には、医師から個人情報に係る回答が得られない場合があります。さらに、個人情報のやり取りを行う前に利用者（患者）の同意も必要になります。

このため、初めての連絡では、原則として、利用者（患者）やその家族等との同行受診などに当たっての日程調整を行うこととします。また、医療と介護の連携を円滑に行うためには日頃からの「顔の見える関係」づくりが重要です。

(2) 医師と介護支援専門員等の双方が、いわゆる「なりすまし」でないことを確認してください。このため、医師や介護支援専門員等の氏名等が記載されたあんしんリンクを活用し、確認することが重要です。

(3) 医師の診療を中断することがないように気をつけてください。また、手短に、かつ、要領を得た連絡を行うことを心がけてください。

(4) 直接、医療に関わる内容については、利用者（患者）が医療機関に受診したうえで相談することが基本です。

(5) 相談を行う際に、医師がFAXやメールを希望する場合、誤送信などによる個人情報が漏れいすることがないようにしてください。

連絡方法の例1：あらかじめ電話で利用者（患者）の氏名を医師等に告げて、個人情報を記載しない内容でFAX等を送信する。

連絡方法の例2：利用者（患者）に関連する情報（個人情報に該当しない情報）である住所の一部や年齢、性別などを複数記載した内容で送信する。

連絡方法の例3：「村 男」のように利用者（患者）の氏名を伏せ字するなど、工夫した内容で送信する。

(6) 病状の急変など、早急な対応が必要、かつ、深刻な内容についてはあんしんリンクを活用して医師に対応方針の助言を得ようとしないうで、まずは緊急時の対応を取ってください。また、例えば「利用者（患者）の血圧が高いが、入浴して構わないか」といった急ぎの内容を診療時間中に連絡する場合、あらかじめ医療機関の受付事務員に対してカルテを出すようお願いをして、その数分後に医師に連絡を行うなど、場面に応じた対応を取ってください。

(7) 内容によっては結論が出ないことがあることを念頭に置いてください。

(8) 医師が利用者（患者）の介護サービスに関する情報を把握するためには介護サービス事業者からの情報提供が必要であるため、あんしんリンクによる連携に限らず、適宜、医師に情

報提供をするように心がけてください。

(9) あんしんリンクに掲載している情報やあんしんリンク閲覧のために必要なユーザーIDとパスワードが漏えいすることがないようにしてください。

## 5 あんしんリンクの活用の例

		あんしん リンクで活用が 期待されること
1	利用者（患者）やその家族等との同行受診に当たっての日程調整	
2	利用者（患者）の病状等を把握することを目的とした日程調整	
3	利用者（患者）の病状等を把握することを目的とした相談 1	
4	利用者（患者）が介護サービスの利用を開始したことの報告又は変更などの情報提供	
5	サービス担当者会議などへの出席依頼、意見聴取や結果報告	
6	主治医意見書の記載依頼又は内容の確認	
7	訪問看護、通所リハビリテーションなど、医療サービスの利用の意見聴取又は指示書記載依頼	
8	はり、きゅう、柔道整復、あん摩マッサージの事前の意見聴取	
9	他科受診の意見聴取又は紹介状記載依頼	
10	利用者（患者）の退院後、かかりつけ医になってもらうための日程調整 2	

「 」は状況に応じて対応している場合があります。

1 利用者（患者）の病状等の相談ができるかどうかは、医師と介護支援専門員等との連携が構築された場合や、医師が把握している病状と現在の病状に変わりがない場合など、医師の判断によります。さらに、個人情報のやり取りを行う前に利用者（患者）の同意も必要になります。

2 在宅医療・介護連携従事者相談窓口（電話番号：042-738-3059）又は市医師会ホームページ内の医療機関検索でかかりつけ医を探すこともできます。

## 6 あんしんリンクの活用に伴う個人情報の提供について

あんしんリンクを活用して個人情報を提供する場合、「4 介護支援専門員等があんしんリンクを活用する際のルール（1）及び（2）」等を遵守してください。

なお、利用者等からの個人情報の取扱いの同意について、医療機関は連携する介護サービス事業所等との間で個人情報を用いることについて記載した書類を院内に掲示して同意を得ることが多く、また、居宅介護支援事業所等は連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて重要事項説明書等で包括的に同意を得ておりますが、利用者（患者）にあんしんリンクを活用した個人情報の提供について口頭で説明し、利用者（患者）の同意を得てください。また、今後、個人情報の取扱いに係る法令等が変更される場合には、その取扱方法に従ってください。

## 7 あんしんリンクの利用者範囲

あんしんリンクは「2 参加機関・事業所」に限り登録できます。メールアドレス等の重要な情報が掲載されているため、利用できるのは登録した事業所等の会員限定です。会員外の方があんしんリンクを活用して連絡することはありません。

## 8 手短に、かつ、要領を得た連絡のための方法

あんしんリンクを活用した連絡については、出来る限り手短に、かつ、要領を得たものが望ましいことから、FAXでの連絡については、指定の様式であるサイト内の「あんしんリンク連絡票」に記入のうえ、送信することを原則とします。また、電話による連絡についてもこの様式の内容に沿って説明することとします。さらに、メールによる連絡についてもこの様式を添付、または、この様式の内容に準じたものをメールに入力のうえ、送信することとします。

## 9 あんしんリンクの更新方法

あんしんリンクの登録情報に変更等がありましたら、サイト内の「あんしんリンク情報変更届」に変更箇所をご記入の上、メールまたは、FAXをお送りください。

相模原市 在宅医療・介護連携支援センター

電話：042-769-9250

FAX：042-759-4395

メール：zaitakuiryo-kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp